

○厚生労働省令第百五十九号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十一月十八日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「七十四歳」を「七十五歳」に改め、「達するもの（」の下に「七十五歳未満の者に限り、」を加える。

第七条第二項第四号中「七十四歳」を「七十五歳」に改め、「達する者」の下に「（当該年度において七十五歳に達する者にあつては、動機付け支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。）」を加える。

第八条第二項中「七十四歳」を「七十五歳」に改め、「達する者」の下に「（当該年度において七十五歳

に達する者にあつては、積極的支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。